⑹　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定する。（第二十二条第一項関係）

⑺　単身赴任手当について、加算額を廃止するとともに、新たに転居手当を設け、職員が異動等に伴い特定転居元から住居を移転した場合において、特定転居元から異動等の直後に在勤する官署への通勤が通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らし困難であると認められ、かつ、往来距離が人事院規則で定める距離以上である職員には、異動等の日の属する月の翌月等から三年間（単身赴任手当支給職員は単身赴任手当が支給される間）、月額四万三千円（単身赴任手当支給職員は十万五千円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じ人事院規則で定める額を支給する。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。（法第二条の規定による改正後の第五条第一項、第十一条の十第一項第二号、第十二条第二項第二号、第十二条の二第二項、第十二条の三、第十二条の四関係）

⑻　給与の減額、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当について、休日勤務代休時間の新設等に伴い所要の規定の整備を行う。（第十五条、第十六条第一項第一号、第十七条、第十九条の三第一項関係）

⑼　期末手当について、支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあっては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の六十八・七五）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の七十二・五（特定管理職員にあっては、百分の六十二・五）とする。（法第二条の規定による改正後の第十九条の四第二項、第三項関係）

⑽　勤勉手当について、支給割合を百分の百七・五（特定管理職員にあっては百分の百二十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百八・七五）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の五十二・五（特定管理職員にあっては、百分の六十二・五）とする。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第２　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

１　週休日の振替等について、勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを可能とする。（第八条第一項関係）

２　休日の勤務時間に代わる時間として別の勤務日等の勤務時間の全部又は一部を指定することを可能とする休日勤務代休時間を新設し、代休日を廃止する。（第十三条の二第一項、第十五条関係）

３　新たに年次無給休暇を設け、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は一の年において七日とする。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。（第十六条～第十七条の二関係）

第３　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

１　第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定する。（第六条第一項、第二項関係）

２　期末手当の改定

⑴　十二月期の支給割合を百分の百八十とする。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

⑵　支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第４　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

１　特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定する。（第七条第一項関係）

２　期末手当及び勤勉手当の改定

⑴　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の九十八・七五とする。また、勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十一・二五とする。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

⑵　期末手当について、支給割合を百分の九十七・五とする。また、勤勉手当について、支給割合を百分の九十とするとともに、支給総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、支給総額に三を超えない範囲内で職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額を支給総額の限度額とする。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

第５　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第１の２の⑺から⑽まで、第２、第３の２の⑵及び第４の２の⑵は令和九年四月一日から施行し、第１の１及び２の⑴から⑹まで、第３の１及び２の⑴並びに第４の１及び２の⑴は令和八年四月一日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

◇特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（法律第八十号）（内閣官房）

第１　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

１　俸給月額の改定

特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定する。（第三条、附則第二項、別表第一～別表第三関係）

（引き続き、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、支給しない。）

２　諸手当の改定

⑴　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百八十とする。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

⑵　期末手当について、支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

⑶　常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を改定する。（第四条関係）

３　転居手当の新設

秘書官に転居手当を支給する。（第二条、第七条の三関係）

第２　二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府委員の俸給月額を改定する。（第六条関係）

第３　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第１の２の⑵及び３は令和九年四月一日から施行し、第１の１並びに２の⑴及び⑶並びに第２は令和八年四月一日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十一号）（国会）

１　給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を改定する。（別表第一、別表第二関係）

２　勤勉手当の額の改定

⑴　令和八年十二月期の支給割合を改定する。（法第一条の規定による改正後の第十五条関係）

⑵　令和九年度以後の支給割合を改定する。（法第二条の規定による改正後の第十五条関係）

３　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から施行する。ただし、２⑵は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　１及び２⑴は、令和八年四月一日から適用する。（附則第二項関係）

⑶　その他所要の規定の整理を行う。

◇国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（法律第八十二号）（内閣官房）

第１　国家公務員災害補償法の一部改正

１　遺族補償年金を受けることができる遺族の要件について、職員の死亡の当時、夫は六十歳以上であることとする要件及びこれに該当しない夫は人事院規則で定める障害の状態にあることとする要件を廃止する。あわせて、当該夫の年齢に係る要件において、その年齢を五十五歳以上とする経過措置を廃止する。（第十六条第一項及び附則第十八項関係）